

令和7年4月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年4月25日(金)

午前11時00分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

9 番 村川 浩記 10 番 松下 喜光

第2 提出議案

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第 2 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 4 号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に対する意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の
要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年4月25日（金） 午前11時00分 開会

溝上係長	ただいまから令和7年4月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
溝上係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
溝上係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「9番 村川委員」「10番 松下委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題とします。 申請番号1番と2番は関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第1号の申請番号1番・2番を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、譲渡人と譲受人の親子間での生前贈与による農地の権利移転となります。申請番号2番については、権利の持分が5分の1ということで申請を分けて提出されていますが、申請された土地は、長年、後継者である譲受人が水稻や野菜等を耕作しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明をそれぞれ担当委員からお願いしたいと思います。 まず、宿地区の担当委員である「6番 増田委員」をお願いします。
増田委員	はい、6番 増田です。事務局の説明とおりです。親子間の贈与とのことで問題はないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	次に、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」をお願いします。

高尾委員	はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりです。増田委員の話されたように親子間の相続になりますので特段問題ないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	最後に、川内地区の担当委員である「9番 村川委員」お願いします。
村川委員	はい、9番 村川です。事務局の説明とおりです。〇〇番地に関しては法面などもあり年に一度草刈りをされる程度で遊休農地にならないように今後気をつけていけないといけませんが今回は親子間の相続とのことで問題はないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番と2番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第1号の申請番号1番と2番は、許可することにいたします。 続きまして議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第2号を朗読し説明する。) 今回の申請ですが、申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 転用の目的は、最近、申請者の長男の住宅を新たに建築したことによって、車の回転広場やトラクターや軽トラックの一時駐車スペースが狭くなったため、新たに駐車スペースを確保したいことで転用申請があつています。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.35m行うということですが法面保護をして土砂流出等の対策を行うとあります。また、新規に建物を建築しないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします

川島会長	それでは、村木地区の担当委員である「１３番 西委員」、補足説明がありましたらお願いします。
西委員	はい、１３番 西です。事務局の説明とおりです。家族が増えれば車も増え駐車スペースが必要ということです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第２号は許可相当として進達することにいたします。 続きまして、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号１番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第３号の申請番号１番を朗読し説明する。) １番の申請ですが、申請地に飲食店を建築し営業したいということで、今回、転用の申請をされています。 申請農地は、平成元年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから、第１種農地と判断され、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、第１種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、転用の許可は可能ではないかと判断しています。 次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であるため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水の排水は溜桝を設置し水路に排水する計画となっています。以上、ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、野々川地区の担当委員である「２番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。

楠田委員	はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりです。野々川唯一のレストランができるということで地域の発展にもなるかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第3号の申請番号1番は、許可することにいたします。 続きまして議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第3号の申請番号2番を朗読し説明する。) 2番の申請ですが、申請地に住宅を建築したいということで、今回、個人住宅用地として転用の申請をされています。 申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.3m行うということですが、土留め工事や法面保護を行い対策するため、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の高さを加減して建築することから、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水の排水については、放流先の水路の代表者等に承諾しているため特段問題はないと思われます。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします。
川島会長	それでは、金屋地区の担当委員である「4番 田中委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員	はい、4番 田中です。事務局の説明とおりです。譲渡人と譲受人は親子関係で現在住まいを探されているとの事で今回申請されています。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第3号の申請番号2番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第4号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第4号について説明する。) 農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和7年3月26日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。 農用地除外の理由は、個人住宅を建設するために申請されており、土地所有者の孫である事業計画者は、将来的に祖父母や両親の面倒を見る必要があるため、実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、除外の申請をされています。 申請地は、昭和62年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから「第1種農地」と判断され、更に、農用地の指定を受けており、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、転用の許可は可能ではないかと判断しました。 なお、農用地の除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされていますので問題ないものと思われます。 被害防除計画ですが、盛土や切土は行わず現状のまま利用し、建物の建築も平屋住宅であるため、近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われます。 また、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水排水は自然流下するようになります。

	以上、ご審議方よろしくお願いいたします。
川島会長	それでは1番 小林委員、補足説明をお願いします。
小林委員	はい。1番 小林です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
	(意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第4号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として回答することにご異議ございませんか。
	(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	それでは議案第4号については、「除外することに異議なし」として回答することにいたします。 続きまして、 議案第5号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」 、及び 議案第6号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」 を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第5号について読み上げて説明する。) 今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、小樽郷小樽 378-1 他合計 49 筆で、面積は、合計 58,232 ㎡となります。 利用権設定をするものは、小樽郷〇〇さん他 16 名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和7年7月10日からで、10年間の令和17年7月9日までが36筆、8年3ヶ月間の令和15年10月9日までが2筆、5年間の令和12年7月9日までが11筆となっています。 (別紙資料 議案第6号について説明する。) 次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、小樽郷小樽 378-1 他合計 49 筆で、面積は、合計 58,232 ㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、小樽郷〇〇さん他 10 名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年7月10日からで、10年間の令和17年7月9日までが36筆、8年3ヶ月間の令和15年10月9日までが2筆、5年間の令和12年7月9日までが11筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定をする者と、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」と「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第5号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第6号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第5号及び、議案第6号については、承認することといたします。

〇〇委員と〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会4月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。